

新規就農者緊急支援事業について

円安、燃料高騰、国際情勢の不安定化等に起因して資材等の価格が高騰し、就農して間もない新規就農者の経営を大きく圧迫していることから、資材等の価格高騰相当分の一部に対して緊急的に支援を行います。

【事業概要】

1 事業主体(実施主体)

市町担い手育成総合支援協議会等（認定新規就農者）

2 対象者

認定新規就農者（青年等就農計画の有効期間の終期が令和4年4月1日以降となっている者）

3 事業の概要

出荷資材などの価格高騰相当分の一部を耕作面積^{※1}に応じて支援金として助成

区分		単価	補助上限額
園芸 ^{※2}	施設園芸	10aあたり 65,000円	} 10万円
	上記以外	10aあたり 10,000円	
土地利用型作物 (米、麦、大豆、飼料作物)		10aあたり 3,000円	

※1 農地の面積で判断する（耕作者本人であること、作業受託は対象としない）

※2 青果物・花き類を園芸として扱う

4 採択要件

青色申告を行うこと

複式簿記により経営の実態把握に努め、経営力の向上に繋げる意欲があること

5 付帯事務費

振込手数料、郵便代

6 備考

新型コロナ対応地方創生臨時交付金充当事業

【申請方法】

